

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇三一

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「昭和二十五年法律第二百二十三号」の下に「。以下「精神保健福祉法」という。」を加える。

第十三条を次のように改める。

（変則勤務手当）

第十三条 条例第二十条第一項の委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職員が行う当該各号に定める業務とする。

一 県営競技事務所に勤務する職員 自転車競技法（昭和三十三年法律第二百九号）第一条第一項に規定する自転車競走の実施に関する業務

二 婦人相談センターに勤務する職員 売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第三十四条第三項第三号に規定する要保護女子の一時保護又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第三項第三号に規定する被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護に関する業務

三 総合リハビリテーションセンターに勤務する生活支援員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）以下「障害者総合支援法」という。）第五条第十項に規定する施設入所支援に関する業務

四 精神保健福祉センターに勤務する職員 障害者総合支援法第五条第十二項に規定する自立訓練及び同条第八項に規定する短期入所を行う自立訓練施設又は精神保健福祉法第十九条の十一第一項の規定により整備する精神科救急情報センターに関する業務

五 児童相談所に勤務する職員 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

第十一条第一項第二号ホに規定する児童の一時保護に関する業務

2 条例第二十条第三項の委員会規則で定める業務は、前項第三号に掲げるものと
する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。